

一宮市いちのみや応援寄附金推進事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一宮市いちのみや応援基金の設置及び管理に関する条例（平成 20 年一宮市条例第 40 号。以下「条例」という。）に基づく寄附の促進と、本市の魅力を広く発信し地場産業の活性化を図ることを目的として、本市と協賛企業が協力し、寄附者に地元特産品等を記念品として贈呈する、いちのみや応援寄附金推進事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附 本市に対し、条例に基づき寄附を行うことをいう。
- (2) 寄附者 本市に対し、寄附をした個人をいう。ただし、市内に住所を有する者を除く。
- (3) 地元特産品等 本市の魅力発信に繋がるものであり、かつ、市内で生産されたものや提供されるサービスをいう。
- (4) 協賛企業 地元特産品等の販売、提供等をしている事業者のうち、第 6 条第 1 項の規定により承認を受け、事業に参加する者をいう。
- (5) 記念品 協賛企業が取り扱う地元特産品等のうち、寄附者へ贈呈するものとして総務部長が承認したものをいう。

(事業の内容)

第 3 条 総務部長は、寄附者に対して、別表第 1 の左欄に掲げる 1 回当たりの寄附金額の区分に応じ、同表中欄に掲げる記念品を贈呈するものとする。ただし、寄附者が記念品の贈呈を希望しない場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、高額な寄附者に対しては、総務部長が別に定める方法により、記念品を当該寄附者へ贈呈するものとする。
- 3 前 2 項の規定による記念品の贈呈は、協賛企業が記念品を寄附者に送付することにより行うものとする。この場合において、送付に要する費用は、当該送付を行う協賛企業が負担する。
- 4 総務部長は、前項の規定により寄附者へ記念品を送付した協賛企業に対し、当該記念品の代金（以下「負担金」という。）として、別表第 1 の中欄に掲げる記念品の区分に応じ、同表右欄に掲げる額の負担金を支払うものとする。

(協賛企業の募集)

第 4 条 協賛企業の募集は、市ウェブサイトへの募集要項等の掲載その他総務部長が適切と認める方法により行う。

(協賛企業の申込み)

第 5 条 協賛企業の申込みをしようとする事業者（以下「申込者」という。）は、いちの

みや応援寄附金記念品協賛企業参加申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて総務部長に提出しなければならない。

- (1) 記念品として提供する地元特産品等の画像データ
- (2) その他総務部長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、総務部長が不要と認めた資料は添付を省略することができる。

3 申込者は、次の各号のいずれの要件も満たさなければならない。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

（協賛企業の承認）

第6条 総務部長は、前条第1項による申込みがあった場合は、その内容を審査し、協賛企業として承認する決定をし、又は当該申込みの内容が不相当であると認めるときは、不承認とする決定をするものとする。

2 総務部長は、前項の規定により承認又は不承認の決定をしたときは、その結果を、いちのみや応援寄附金記念品協賛企業参加承認（不承認）通知書（様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。

3 前項の規定による承認の有効期間は、当該承認を行った日の属する年度の末日までとする。

（事業参加の辞退）

第7条 協賛企業は、事業への参加を辞退しようとするときは、速やかに、いちのみや応援寄附金記念品協賛企業参加辞退届出書（様式第3号）を総務部長に提出しなければならない。

（記念品の変更）

第8条 協賛企業は、記念品の承認を取り下げるときは、いちのみや応援寄附金記念品取消申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

2 協賛企業は、記念品を追加で申請するときは、第5条に定める方法と様式を用いて申請するものとする。

3 総務部長は、前2項の規定により承認又は不承認の決定をしたときは、その結果を、いちのみや応援寄附金記念品変更決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（承認の取消し）

第9条 総務部長は、協賛企業又は記念品が本事業にふさわしくないと認められる場合は、第6条第1項により決定した承認を取り消すことができる。

- 2 総務部長は、前項の規定により協賛企業としての承認を取り消したときは、当該協賛企業に対し、いちのみや応援寄附金記念品協賛企業承認取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 3 総務部長は、総務省の通知するふるさと納税の返礼品の基準が変更され、記念品が同基準に適合しなくなった場合は、該当する記念品の第6条第1項により決定した承認を速やかに取り消すものとする。
- 4 総務部長は、第1項及び前項の規定により記念品の承認を取り消したときは、当該協賛企業に対し、いちのみや応援寄附金記念品変更決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（記念品の送付等）

第10条 総務部長は、寄附金の納付を確認したときは、当該寄附者が希望する記念品を、当該協賛企業に通知するものとする。

- 2 前項の規定により通知を受けた協賛企業は、速やかに記念品を当該寄附者に送付するものとする。ただし、記念品の販売期間が限定されている等の場合は、あらかじめ指定された時期が到来したときに、速やかに送付するものとする。
- 3 協賛企業は、記念品の送付に関して、送付の遅延等の問題が生じたときは、速やかに市へ申し出なければならない。
- 4 協賛企業は、記念品を送付する際、市が作成するパンフレット等資料を同封しなければならない。
- 5 協賛企業は、記念品を発送する際、当該協賛企業が取り扱う商品のパンフレット等を同封することができる。ただし、同封する場合は、当該パンフレット等をあらかじめ総務部長に提示し、その同意を受けなければならない。

（請求及び支払）

第11条 協賛企業は、総務部長の指定する方法により記念品の送付実績を報告し、記念品の送付実績等を月ごとに取りまとめ、記念品発送日の属する月の翌月の10日（毎年度3月送付実績については、当月末日。）までに負担金を市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求が適正であると認めたときは、当該請求があった日から30日以内に、負担金を協賛企業に支払うものとする。

（協賛企業の義務）

第12条 協賛企業は、総務部長の承認を得ることなく提供する記念品を変更してはならない。ただし、総務部長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 協賛企業は、記念品に係る事故、トラブル等に関しては、責任をもって適正に処理しなければならない。
- 3 協賛企業は、協賛企業の責めに帰すべき理由により、当該記念品が寄附者等に身体上又は財物上の損害を生じさせたときは、その賠償の責めを負わなければならない。

4 協賛企業は、事業の実施において、この要綱及び総務部長の指示に従わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 13 条 総務部長は、協賛企業に対して当該協賛企業の記念品を選択した寄附者の氏名、住所、電話番号その他記念品の送付に必要な事項を提供する。

2 協賛企業は、前項の規定により提供を受けた寄附者の個人情報を、一宮市個人情報保護条例（平成 12 年一宮市条例第 3 号）その他関係法令に基づき、厳重に取り扱うとともに、記念品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。協賛企業でなくなった後においても、同様とする。ただし、協賛企業が記念品送付時に同封したパンフレット等により、寄附者から協賛企業への商品の申込み等がなされた場合において協賛企業が知り得た個人情報の取扱いについては、この限りでない。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 25 日から施行し、第 3 条第 1 項の規定による記念品の贈呈については、平成 27 年 12 月 1 日以後に寄附の申込みをした者から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 14 日から施行し、第 2 条第 2 号の規定の改正による記念品の贈呈については、平成 29 年 12 月 1 日以後に寄附の申込みをした者から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 17 日から施行し、改正後の別表第 1 の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に寄附の申込みをした者から適用する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から施行し、改正後の別表第 1 の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に寄附の申込みをした者から適用する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 4 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年1月13日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年2月16日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年11月17日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月8日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年10月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年11月22日から施行する。

別表第1（第3条関係）

寄附金額	記念品	負担金
1万円以上1万5,000円未満	価格が3,000円相当の品1点	1点につき3,500円
1万5,000円以上2万円未満	価格が4,500円相当の品1点	1点につき5,000円
2万円以上2万5,000円未満	価格が6,000円相当の品1点	1点につき6,500円
2万5,000円以上3万円未満	価格が7,500円相当の品1点	1点につき8,000円
3万円以上3万5,000円未満	価格が9,000円相当の品1点	1点につき9,500円
3万5,000円以上4万円未満	価格が1万500円相当の品1点	1点につき1万1,000円
4万円以上4万5,000円未満	価格が1万2,000円相当の品1点	1点につき1万2,500円
4万5,000円以上5万円未満	価格が1万3,500円相当の品1点	1点につき1万4,000円
5万円以上6万5,000円未満	価格が1万5,000円相当の品1点	1点につき1万5,500円
6万5,000円以上	市が個別に定める金額の品1点	市が個別に定める金額

備考 ・寄附金額2万円以上の場合、申込時に該当の寄附金額の3割に至るまで表の記念品から複数点選ぶことも可能とする。

- ・ 記念品の価格は、商品の価格で梱包代、消費税及び地方消費税を含む。
- ・ 負担金は、送料相当額、消費税及び地方消費税を含む。なお、記念品の価格が1万5,000円を超える品については、負担金として送料相当額を支払わない。